

5 市町村職員研修に関する協定書

沖縄県知事 大田昌秀(以下「甲」という。)と沖縄県市長会会長 親泊康晴(以下「乙」という。)及び沖縄県町村会会長 比嘉茂政(以下「丙」という。)は、平成6年11月25日締結した「研修に関する基本協定書」第3条、第4条及び第5条の規定に基づき別途協議事項について、次のとおり協定する。

(研修の実施)

第1条 乙及び丙は、市町村職員研修の実施を甲に委託し、甲はこれを受託する。

2 市町村職員研修計画は、沖縄県自治研修所長が「沖縄県市町村職員研修協議会」に諮ったうえ定める。

(研修の実施に要する費用)

第2条 市町村職員研修の実施に要する研修教材等消耗品並びに講師の謝礼金及び旅費については、乙及び丙の負担とする。

2 市町村職員研修の実施に要する経費のうち光熱水費等維持管理費については、平成8年度は甲が負担するものとする。

(研修実施要員)

第3条 乙及び丙は、市町村職員の研修を実施するため、職員2人と非常勤職員1人を沖縄県自治研修所で勤務させる。

2 前項の職員の勤務時間、休日及び休暇等服務については、沖縄県職員の例による。なお、詳細については、甲、乙及び丙が協議のうえ別に定める。

(期 間)

第4条 この協定の有効期間は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了の前日までに甲、乙、丙いずれからも疑義が生じない場合、この協定は継続されるものとする。

(その他の事項)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3部作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

甲 沖 縄 県 知 事 大田 昌秀
乙 沖 縄 県 市 長 会 会 長 親泊 康晴
丙 沖 縄 県 町 村 会 会 長 比嘉 茂政